○厚生労働省告示第三十六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第十条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第四号の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）として次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地	登録講習会の実施期間
社団法人日本食品衛生協会　東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十三年三月九日、十六日及び二十三日
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会　東京都台東区下谷二丁目一番十号	
社団法人日本食鳥協会　東京都千代田区神田東松下町十七番地	

○農林水産省告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字滝野字小草木沢一　八五五、八五六、字小草木沢二　八六六、八六八、八六八の乙、八六九、字四澤二七八六（次の図に示す部分に限る。）、二七八六の一から二七八六の二三まで、二七八七の二、二七八七の二四から二七八七の三一まで、二七八八、二七八八の一、二七八八の二（次の図に示す部分に限る。）、二七八八の三から二七八八の五まで、二七八八の六（次の図に示す部分に限る。）、二七八八の七、二七八八の八・二七八八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七八八の一〇、二七八八の一一（次の図に示す部分に限る。）、二七八八の一二から二七八八の三一まで、二七八九、二七八九の五、二七八九の六、二七八九の一〇から二七八九の一三まで、字三澤一　二七九一の一（次の図に示す部分に限る。）、二七九一の二から二七九一の一一まで、二七九一の一三、二七九一の一四、字澤一　二七九四の六、二七九四の七（次の図に示す部分に限る。）、二七九四の八、二七九四の九から二七九四の一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九四の一二、字一澤二　二七九六の一、二七九六の二・二七九六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九六の四、二七九六の五から二七九六の一一まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字高稲荷二八〇五の一・二八〇五の二・二八〇五の一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字外入山二八〇七の一から二八〇七の五まで、二八〇八の二、二八〇八の五、二八〇八の六、二八〇八の八、二八〇九、二八〇九の一から二八〇九の六まで、二八一〇の一から二八一〇の一八まで、二八一一、三二一七、三二一八、字藤倉二八八八、二八八八の一から二八八八の一七まで、二八八九、二八八九の一から二八八九の一〇まで、二八九〇、二八九〇の一から二八九〇の六まで、二八九一、二八九二の三、二八九三、二八九三の一、二八九四、二八九四の一から二八九四の四まで、字岩上二八九五の一、二八九五の二（次の図に示す部分に限る。）、二八九五の三、二八九六の一、二八九六の二、二八九六の三（次の図に示す部分に限る。）、二八九六の四、二八九六の五から二八九六の八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八九六の九、二八九六の一一から二八九六の一七まで、二八九六の一八・二八九六の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八九六の二〇から二八九六の二二まで、字五澤一　二八九七、二八九七の一から二八九七の三まで、二八九七の四（次の図に示す部分に限る。）、二八九七の五、二八九七の六・二八九七の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八九八、二八九八の一から二八九八の一三まで、字大門畑二八九九、二八九九の一から二八九九の三まで、二八九九の四（次の図に示す部分に限る。）、二八九九の五から二八九九の七まで、二八九九の八（次の図に示す部分に限る。）、二八九九の九から二八九九の一四まで、二九〇〇、二九〇〇の一から二九〇〇の二四まで、二九〇〇の二六から二九〇〇の二八まで、二九〇一、二九〇一の一、二九〇一の二、二九〇一の三（次の図に示す部分に限る。）、二九〇一の四、二九〇一の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小草木沢一　八五五・八五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小草木沢二　八六六、字三澤一　二七九一の三・二七九一の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九一の六、二七九一の七、二七九一の八・二七九一の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九一の一〇、二七九一の一一（次の図に示す部分に限る。）、二七九四の一〇、二七九四の一一（次の図に示す部分に限る。）、字一澤二　二七九六の二、二七九六の三・二七九六の五から二七九六の八まで・二七九六の一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九六の一一、字高稲荷二八〇五の一、二八〇五の二（次の図に示す部分に限る。）、字外入山二八〇八の二・二八〇八の五・二八〇九・二八〇九の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八一〇の二、二八一〇の一〇から二八一〇の一二まで、二八一〇の一三・二八一〇の一六・二八一〇の一七・三二一八・字藤倉二八八八・二八八八の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二八八八の六、二八八八の七・二八八八の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八八八の一一・二八八八の一二・二八八八の一三・二八八九の五・二八九九の六・二八九九の九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二八九八の一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字湖南字小芋久保八一四五の一、字日影直路八二四四、八二四五、八二四七の一、八二四七の二、八二四八、八二四九、字日向直路八二五二、八二五三、八二五四のイ、八二五四のロ、八二五五の一、八二五八（次の図に示す部分に限る。）、八二五九から八二六一まで、八二六二の一、八二六二の五、八二六三の一、八二六三の二、八二六四から八二六六まで、字御社宮司峠日向日影八二六七の一・八二六七の一〇・八二六七の一一・字小込八二六九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八二七〇、字本道日影日向小込八二七一の二から八二七一の五まで、字唐松峠日影八二九九の一、八二九九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）